

畜産とくつく情報

平成 15 年 9 月 29 日
(通算 第 50 号)
問い合わせ先
長野県庁畜産課
電話: 026-235-7232

簡易な家畜排せつ物処理施設整備にあたり 農地転用等の手続きはお済みですか？

家畜排せつ物法が完全施行されるまで、残り 1 年余りとなっています。シート等を利用した簡易施設を整備される畜産農家の皆さんは、施設設置にあたり農地転用許可申請等、所定の手続きを行って下さい。

なお、不明な点は、市町村、農業委員会、地方事務所農政課までお問い合わせ下さい。

農業振興地域の整備に関する法律 (農業振興地域内の農用地区域の場合)		→	農地法	
シート等により 一時的施設を設 置する場合 注1	手続き不要		施設設置に利用 する農地面積が 2 アール未満	許可不要 注3 (ただし、農業委員会への届 け出は行って下さい。)
シート等により 恒常的施設を設 置する場合 注2	用途区分の変更が必要 (農地から農業用施設 用地へ)	施設設置に利用 する農地面積が 2 アール以上	許可必要	

手続き
終了後
農地法
の手続
きを行
います

注 1 : 農地としての利用を前提とし、一時的に堆肥を処理するための施設として設置する場合。
注 2 : 今後、農地として利用することがなく、堆肥処理専用の施設として設置する場合。
注 3 : 借地の場合は許可が必要になります。

(畜産経営係)

12月1日から牛肉トレーサビリティ法が施行されます。

牛肉トレーサビリティ法(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法)では、牛肉の牛個体情報を生産から流通・販売段階まで伝達・表示することが義務づけられるようになります。

生産からと畜段階においては、本年の12月1日から、流通段階では、来年12月1日から法が施行されることとなっています。

今回は、生産段階の措置の概要について、お知らせします。

法の概要(生産段階)

- 牛の生年月日、雌雄の別、母牛の個体識別番号の届出
- 譲り渡し、譲り受けの届出
- 耳標の装着
- 耳標の取り外し、耳標のない牛の流通の禁止

法施行に向けて行う準備

- 1 説明会の開催
県、地域段階において、新法の普及・啓発を行います。
- 2 牛の再届出
現在行っている個体識別システム（耳標装着・データベース）については、新しい法律に移行します。
そのため、牛を飼養している農家では、12月1日現在の飼養牛を新たに届出をすることとなります。（具体的な内容は、別途、お知らせします）
- 3 届出様式の変更
出生及び異動報告カードは、11月15日から新しい様式に切り替えます。
- 4 システム停止
家畜改良センターの電算処理システムが変更されることにより、11月15日～23日までの間は、出生及び異動報告は受け付けられなくなります。

窓口機関

個体識別システム推進における地域の窓口は、現在、地方事務所並びに家畜保健衛生所が担当していますが、上記の「法施行に向けて行う準備」の担当や法施行後（12月1日以降）のシステム運営機関は、長野農政事務所 になります。

新しい窓口機関

関東農政局 長野農政事務所 消費・安全部安全管理課

長野市旭町1108 長野第2合同庁舎 026-233-2991

地域	担当の地域課	従来の窓口
佐久市・小諸市、南佐久郡、北佐久郡	長野農政事務所地域第4課 佐久市瀬戸西原1201-2 0267-62-6271	佐久家畜保健衛生所
上田市・小県郡		佐久家保上田支所
岡谷市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡、上伊那郡	長野農政事務所地域第2課 伊那市伊那部4358 0265-72-3178	伊那家畜保健衛生所
飯田市、下伊那郡		飯田家畜保健衛生所
松本市、大町市、塩尻市、木曾郡、東筑摩郡、南安曇郡、北安曇郡	長野農政事務所地域第1課 松本市島立650-1 0263-47-2001	松本家畜保健衛生所
長野市、須坂市、中野市、千曲市、飯山市、更級郡、埴科郡、上高井郡、下高井郡、上水内郡、下水内郡	長野農政事務所地域第3課 中野市西条境316-6 0269-26-2175	長野家畜保健衛生所

牛肉トレーサビリティ法について、御不明な点・御相談がありましたら、最寄りの農政事務所・地域課へ御相談ください。

（家畜改良係）